

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【警察庁】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 62)

性暴力の被害者が、警察、検察、裁判所において、性暴力に対する理解のなさから二次被害に遭うケースがいまだにある。特段の配慮がなされるよう、警察、検察、裁判所関係者の教育を徹底してほしい。

【検討結果】

警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を引き続き進める。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号62)

【事件に関わる知識・技術を持った警察・司法関係者の要請】

性暴力の被害者が、警察、検察、裁判所において、性暴力に対する理解のなさから二次被害に遭うケースがいまだにある。特段の配慮がなされるよう、警察、検察、裁判所関係者の教育を徹底してほしい。

【検討結果】

法務省においては、検察職員に対し、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施しているところ、今後も引き続き、研修内容の充実に努めるなどし、性暴力被害者に関する理解を徹底してまいりたい。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復に関する取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(1) 職員等に対する研修の充実等

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。

エ 法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【法務省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号63)

【保護司への研修体制の充実】

事件後10年以上を経過しても殺人事件遺族には支援が必要である。加害者の仮釈放や民事裁判の消滅時効の問題など、相談窓口として本来であれば、保護観察所の被害者担当官、被害者担当保護司が担うべき役割と思うが、機能していない。保護司への研修体制を充実させてほしい。

【検討結果】

保護観察所に配置されている被害者担当の保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当の保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る。

このほか、被害者担当の保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における被害者等施策に関するテーマを取り上げ、研修内容の充実を図る。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復に関する取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(1) 職員等に対する研修の充実等

イ 法務省において、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(28) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実を図っていく。

【備考】

・ 更生保護官署においては、被害者担当の保護観察官及び保護司を対象として、被害者支援団体関係者や大学教授等による被害者心理やその支援に関する講義、被害者遺族による講話など、被害者等の相談への対応や支援の実施に当たり必要な知識の習得及び技能の向上を図るための専門的研修を実施している。

このほか、被害者担当の保護観察官及び保護司以外の更生保護官署職員や保護司を対象とした研修においても、被害者等施策や被害者等支援に関するテーマを取り上げている。

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【警察庁】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 64)

性犯罪被害者に対する女性警察官の事情聴取を徹底してほしい。また、取調室を避けるなど環境への配慮を徹底してほしい。

【検討結果】

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会とのネットワークの構築による連携強化等に引き続き努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(2) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。

【備考】

別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 警察庁 】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 65)

- 性犯罪被害者からの事情聴取や調書作成にあたり、女性警察官による対応、部屋の扉を閉めずに被害女性を部屋に入れるなどの被害者の心情に配意した対応を徹底してほしい。また、通院する医療機関等との連携を可能にしてほしい。
- 全国レベルの研修を徹底し、ばらつきがないようにするとともに、告訴取り下げを強要しない、ポルノ小説のような調書をとらないなど、被害者に配慮した対応を徹底してほしい。

【検討結果】

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会とのネットワークの構築による連携強化等に引き続き努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。

【参考：関連する現行施策】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(2) 女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。

【備考】